第１号様式（第３条関係）

労働環境等確認報告書（工事）

年　 月　 日

江戸川区長　殿

江戸川区公契約条例第22条第３号の規定に基づき、次の事項を確認の上、この報告書を提出します。

なお、江戸川区公契約条例、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保します。

所　　　在　　　地：

名　　　　　　　称：

代表者の職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先電話番号：

担当者：

|  |  |
| --- | --- |
| **契約番号** |  |
| **契約件名** |  |

**ア　労働条件に関する事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | | 根拠法令等 | 回答 |
| 就業規則 | １ | 就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。  ※　常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要  (10人未満の場合は、対象外に〇) | 労働基準法第89条 | はい・いいえ  対象外 |
| ２ | 労働者に対して、就業規則等を周知している（作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等）。 | ・労働基準法第106条第１項  ・労働基準法施行規則第52条の２ | はい・いいえ |
| 労働条件の明示 | ３ | 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）。 | ・労働基準法第15条第１項  ・労働基準法施行規則第５条第１項及び第４項 | はい・いいえ |
| 労働時間等 | ４ | 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並び年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。 | 労働基準法第32条から第39条まで | はい・いいえ |
| 帳　簿 | ５ | 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適正な記載事項で整備し、適正な期間保存している。 | 労働基準法第107条から第109条まで | はい・いいえ |
| 賃　金 | ６ | 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。 | ・労働基準法第37条第１項及び第４項並びに第108条  ・労働基準法施行規則第19条 | はい・いいえ |
| ７ | 賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月１回以上、一定の期日を定めて支払っている。 | 労働基準法第24条 | はい・いいえ |
| ８ | 江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。 | 江戸川区公契約条例第22条 | はい・いいえ |

**イ　安全衛生に関する事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | | 根拠法令等 | 回答 |
| 安全衛生  管理体制 | ９ | 事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。  ※　常時使用する労働者が50人以上の場合は、衛生管理者及び産業医の選任義務がある。 | ・労働安全衛生法第３章 | はい・いいえ |
| 健康診断 | 10 | 毎年定期的、かつ、採用時に健康診断を実施している。  また、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。 | ・労働安全衛生法第66条、第66条の４及び第66条の５  ・労働安全衛生規則第43条及び第44条 | はい・いいえ |
| 安全教育 | 11 | 安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。 | 労働安全衛生法第19条の２第１項 | はい・いいえ |

**ウ　社会保険に関する事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | | 根拠法令等 | 回答 |
| 社会保険 | 12 | 労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。 | 健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法 | はい・いいえ |
| 13 | 建設業退職金共済制度に加入している旨の標識を工事現場の見やすい場所に掲示し、かつ、労働者が従事した日数に応じた共済証紙を労働者の共済手帳に貼っている。  （建設業退職金共済制度に加入していない場合は、対象外に〇） | ・中小企業退職金共済法第44条  ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 | はい・いいえ  対象外 |

**エ　本契約の一部について、下請負を行う場合における下請負先への要請**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | | 根拠法令等 | 回答 |
| 下請負先  への要請 | 14 | 当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、区にも提出している。  (下請契約を行っていない場合は、対象外に〇 ) | ・建設業法第24条の８第４項  ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第１項 | はい・いいえ  対象外 |
| 15 | 下請負先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。  (下請契約を行っていない場合は、対象外に〇 ) | 建設業法第19条の３ | はい・いいえ  対象外 |
| 16 | 下請負先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該下請負先に要請等を行っている。  (下請契約を行っていない場合は、対象外に〇 ) | 江戸川区公契約条例第22条 | はい・いいえ  対象外 |

**オ　労働環境等を更に向上させる取組**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | | 根拠法令等 | 回答 |
| ワークライフバランス | 17 | 休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | はい・いいえ |

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項  番号 | 「いいえ」と回答した場合の理由、改善予定等 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

区使用欄

|  |
| --- |
| 管理No |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者 | 担当係長 | 担当課長 | 備　　考 |
|  |  |  |  |

＜確認欄＞

【作成要領・注意事項（工事）】

１．所在地、名称、代表者の職・氏名、印は、原則として契約書に記載の名義及び印と同一にしてください。

２．担当者は、労働環境等確認報告書の内容を説明できる者としてください。

３．確認事項ア～オについては、雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している労働者について記入してください。

４．確認事項No.８について

（１）対象者

本件に主として従事する、下請負を含めた全ての労働者（※１）のうち、公共工事設計労務単価に掲げる職種（※２）に従事する者

※１　現場代理人及び監理技術者（主任技術者）、最低賃金法第７条の適用者、本件への従事時間が１か月当たり３０分未満の者は含まないものとします。

※２　職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

（２）算定対象となる報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 例 |
| ①基本給相当額 | 基本給、出来高給 |
| ②基準内手当 | 家族手当(扶養手当)、通勤手当、都区手当（地域手当）、住宅手当  現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等 |
| ③臨時の給与 | 賞与（期末手当、勤勉手当）、その他の臨時の賃金等 |
| ④実物給与 | 通勤用定期の支給、食事の支給等  ※就業規則などで支払規定があるものに限る |

〇 一人親方については、本件に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を１日当たりの額に換算してください。

＜参考＞　算定対象とならないもの

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 例 |
| 特殊な労働に対する手当 | 見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた特殊な労働に対して支払った手当 |
| 割増賃金の代替としての手当 | 時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当 |
| 休業手当 | 仕事が無いために労働者等を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当となります。） |
| 本来は経費に当たる手当 | 労働者等個人持ちの工具・車両の損料、労働者等個人が負担した旅費、携帯電話手当等、本来は賃金ではなく経費の負担に該当する手当 |

〇 各手当は公共工事設計労務単価に準じているため、詳細は公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」を参考としてください。

〇 ここでいう報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものですので、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なります。